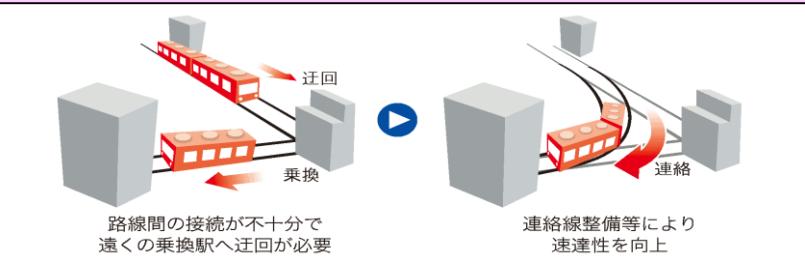


# 都市鉄道利便増進事業の概要

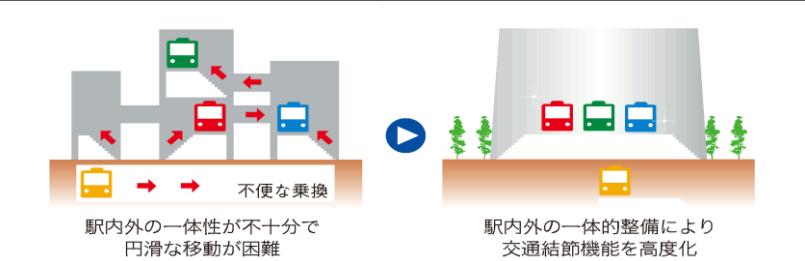
- 都市鉄道等利便増進法（H17.8施行）に基づき、既存ストックを有効活用しつつ都市鉄道ネットワークの機能を高度化する施設の整備により、都市鉄道等の利便を増進
- 施設を借りて営業する主体が、施設整備主体に対し、当該施設整備による受益の範囲内で使用料を支払う「受益活用型上下分離方式」を採用

## 速達性向上計画



- ・連絡線の整備、追越施設の整備等により速達性の向上を図る内容
- ・施設整備主体と営業主体が、事業内容を調整して計画を作成
- ・既存路線に発生する受益も考慮した使用料設定が実現
- ・利用者や地域による提案を制度化

## 交通結節機能高度化計画



- ・駅内外の一体的な整備によって交通結節機能の高度化を図る内容
- ・都道府県が協議会を組織し、市町村、鉄道事業者、駅周辺施設の整備者等が参加（鉄道と都市の連携）
- ・利用者や地域による提案を制度化

## 計画認定

## 整備の支援スキーム

### 受益活用型上下分離

鉄道営業主体  
(既存の鉄道事業者)

施設使用料(受益相当額)

鉄道整備主体  
(公的主体)

償還

整備費負担

国  
1/3

地方  
1/3

借入等  
1/3

税制特例

## 財政上の支援措置

### <補助対象施設>

- ・既存の都市鉄道施設の間を連絡する新線の建設や追越施設の整備
- ・既存の駅施設における乗継等を円滑にするための都市鉄道施設の整備 等

## 税制上の支援措置

### <税制特例>

- ・トンネル非課税（固定資産税）
- ・駅施設1／3軽減（都市計画税、固定資産税）